

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第10号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則（第1条－第7条）</p> <p>第2節～第4節 [略]</p> <p>第2章～附則 [略]</p> <p>（徴税吏員証票等の様式）</p> <p>第7条 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則（第1条－第7条の2）</p> <p>第2節～第4節 [略]</p> <p>第2章～附則 [略]</p> <p>（徴税吏員証票等の様式）</p> <p>第7条 [略]</p> <p><u>（県税の収納の事務の委託の基準）</u></p> <p>第7条の2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p><u>（1）普通地方公共団体の公金又は電気料、ガス料、電信電話料等の収納の事務について実績を有すること。</u></p> <p><u>（2）経営状況及び財務状況が良好であること。</u></p> <p><u>（3）収納した現金を遅滞なく指定金融機関に払い込むことができ、かつ、その収納の状況を電磁的記録として正確に記録し、県の使用に係る電子計算機と県税の収納の事務を受託した者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により遅滞なく知事に必要な報告をすることができる技術的な基礎を有すること。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。